

# 定 款

東 海 汽 船 株 式 会 社

## 東海汽船株式会社定款

昭和 27 年	1月 28 日	商法改正に伴い全面改正
昭和 31 年	1月 28 日	商法改正に伴い一部改正
昭和 35 年	2月 27 日	一部改正
昭和 36 年	2月 28 日	一部改正
昭和 37 年	2月 28 日	一部改正
昭和 38 年	2月 28 日	一部改正
昭和 47 年	2月 29 日	一部改正
昭和 50 年	2月 28 日	商法改正に伴い一部改正
昭和 57 年 10 月	1日	商法改正に伴い一部改正
平成 4 年	3月 27 日	商法改正ならびに株券等の保管及び振替に関する法律の施行 に伴い一部改正
平成 6 年	3月 30 日	商法改正に伴い一部改正
平成 14 年	3月 28 日	商法改正に伴い一部改正
平成 15 年	3月 28 日	商法改正に伴い一部改正
平成 16 年	3月 30 日	商法改正に伴い一部改正
平成 19 年	3月 29 日	「会社法」および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に 関する法律」施行に伴い一部改正
平成 21 年	3月 26 日	「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振 替に関する法律等の一部を改正する法律」施行に伴い一部改 正
平成 28 年	3月 23 日	一部改正
平成 29 年	7月 1 日	一部改正
令和 4 年	3月 24 日	一部改正

# 東海汽船株式会社 定款

## 第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、東海汽船株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 海運業
2. 自動車運送事業
3. 島嶼開発事業
4. 旅館、食堂の経営
5. 旅行業
6. 食料品、酒類、清涼飲料水、医薬品ならびに煙草の販売
7. 倉庫業
8. 港湾運送事業
9. 損害保険代理業
10. 不動産の売買、賃貸借およびその仲介業
11. 地下資源（地熱、地下水、温泉、鉱石および鉱物等）の調査、開発、所有ならびに利用に関する事業
12. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区におく。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、880万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

## 第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎年3月に招集する。

臨時株主総会は、必要ある場合に隨時招集する。

(株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 前項のほか、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集地)

第14条 当会社の株主総会は、東京都内で開催する。

(招集権者および議長)

- 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名して、これを会社に備え置く。

(株主総会資料の電子提供)

- 第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第20条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第21条 取締役は株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 第5章 監査役および監査役会

#### (監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

#### (監査役の選任方法)

第32条 監査役は株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### (監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### (常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

#### (監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。

但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

#### (監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### (監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

#### (監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

#### (監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### (監査役の責任免除)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であったものを含む）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

#### (会計監査人の選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

#### (会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

#### (会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

#### (事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

#### (剰余金の配当の基準日)

第45条 当会社は株主総会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行なうことができる。

#### (配当の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金（金銭による剰余金の配当）に対しては利息をつけない。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第 1 条 変更定款第 19 条は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集手続きについては従前の例による。
  3. 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日にこれを削除する